

令和8年度人文社会科学研究所（二次募集）

『日本史』 解答例

<法文学専攻 人文学コース 一般選抜>

問一

「弘法大師御誕生所一件御達之写」

文化十四年丁丑三月廿三日御達

以手紙申入候、然者白方海岸寺儀、近年大師誕生所与申立追々と世上江今流布候内、八ヶ条者於京都 嵯峨御所被差止候得共

別館之事、産盥之事、屏風浦之事

右之分者、地處ニ拘り候儀ニ付此表之御裁断ニ被任度旨ニ而 九條様、并 随心院門跡方其已来追々惣合有之候、依之右三ヶ条取上、取払等之儀ニ付、去冬各江茂委細ニ申達置候通、其砌壱岐守様御家中江も及掛合候処、其段塩津左司馬ヲ以、江戸表江被申上、委細承知御尤ニ被為 思召候由、然ルニ前段之通、夫々御取上等ニ相成候而者甚御不便之至、思召候由ニ而、彼是委曲御直書を以拙者迄御頼候趣委細御前江も達 御聴候處、右然迄ニ御頼候儀、屹度御取用不被成与申茂、如何 者御立不被遣而ハ相成間敷場方猶亦被 仰出候趣、何ノ方御年寄中へ申入置候処、就今廿三日別紙之都合ニ可被申渡由ニ而右写被差越候ニ付入披見候間、猶誕生院江茂其段可被申達候、是右之通振合も相替候義ニ付而ハ何れ前段京都 御両家様へ不入御聴而者相成間敷、猶右等之趣、誕生院方夫々被及言上候方可然旨存候条、是亦同院江被申承置候様ニと存候、已上

三月廿三日 岡 織部

菅 四郎兵衛殿

土岐権之丞殿

真言宗寺院の正史として知られる弘法大師の父佐伯氏・母阿戸氏に対し、父藤新太夫・母あこや御前という異伝が江戸時代以前に海岸寺周辺で誕生しており、背後の天霧城に拠る香川氏の存在に注目する説も出されている。天霧城に隣接する七十一番弥谷寺もこの異伝を採用し、海岸寺の本山・七十七番道隆寺は同寺を支え、さらに大本山大覚寺につながっていた。皇室を住職とする大覚寺は、嵯峨御所と呼ばれ、他の札所にも末寺が多く、影響力を持っていた。

一方の善通寺は、背後の五岳山麓にある七十二番曼荼羅寺や七十三番出釈迦寺が交渉に加わる。善通寺の大本山は、小野小町ゆかりの随心院で、住職は九条家が務めていた。こうして札所を二分し、皇室や公家を巻き込む係争に発展したのである。大覚寺と随心院の仲裁には、同じ京都の智積院があたった。二年を経て丸亀藩は、海岸寺が所属する多度津藩の意見も取り入れ、産盥石の非公開を言い渡した。本史料は、丸亀藩家老から奉行へ達せられたもの。

問二

古代・中世に及ぶ由緒は偽証が多いが、それを語り、社会的集団を作る意義、自家を上昇させる意義を述べる。

問三

内憂外患の問題が高まる天保期に背景を求める遠山茂樹の古典的研究をベースに、田沼治世の宝暦・天明期に起きた重商主義政策に近代的萌芽を見る研究などを述べる。